

京都市立小学校、中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月22日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第11号

京都市立小学校、中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市立小学校、中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 研修（第23条）」を
「第7章 研修（第23条）」に改める。

第7章の2 職員評価（第23条の2）」

第3条第1項表中

「

中学校	4月1日から 4月5日まで
-----	------------------

を

中学校	4月1日から 4月3日まで
-----	------------------

に改める。」

第8条の次に次の2条を加える。

(情報の提供)

第8条の2 校長は、保護者及び地域住民その他の関係者（以下「保護者等」という。）

との連携及び協力の推進に資するため、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、積極的に情報を提供し、説明責任を果たすものとする。

2 前項の情報提供に当たっては、京都市個人情報保護条例に基づき、個人情報の適

正な取扱いについて十分配慮するものとする。

(学校評価)

第8条の3 学校においては、教育活動その他の学校運営の状況を改善し、教育水準の向上を図るとともに、保護者等との連携及び協力を推進するため、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況についての評価（以下「学校評価」という。）を行うものとする。

2 学校評価は、職員、児童又は生徒、保護者等が行い、実施に当たっては適切な項目を設定して行うものとする。

3 校長は、学校評価の結果を公表するとともに、学校評価の実施状況及びその結果を教育委員会に報告しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、学校評価に関し必要な事項は、別に定める。

第17条第3項中「別表第3に掲げる主任等」を「教務主任、生徒指導主事、研究主任その他別に定める主任等」に改める。

第7章の次に次の1章を加える。

第7章の2 職員評価

(職員評価)

第23条の2 職員（校長及び教頭を除く。以下この条において同じ。）は、職員としての資質の向上及び学校の活性化を目的として、年度初めに自己目標を設定し、その達成状況等を自己評価するものとする。

2 校長及び教頭は、職務遂行についての指導又は助言を行うとともに、前項の達成状況等を含め、別に定める評価基準により所属職員（教頭を除く。以下この条において同じ。）を評価するものとする。

3 校長及び教頭は、所属職員との面談を実施し、前項の規定による評価の結果を当該所属職員に開示するものとする。

- 4 校長は、第2項の規定による評価の結果を教育委員会に報告しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、職員の評価に関し必要な事項並びに校長及び教頭の評価に関し必要な事項は、別に定める。

別表第1備考以外の部分中「同和主任」を「人権教育主任」に改める。

別表第2同和主任の項を次のように改める。

人権教育主任	人権教育に関する事項
--------	------------

別表第3を削除する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)